

## 物流施設の整備等及び従業員の福利厚生施設の整備等に対する融資（一般融資）に係る利子補給助成金交付要綱

### （目 的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）（以下「事業者」という。）が、物流施設の整備等及び従業員の福祉施設の整備等に対する融資（以下「一般融資」という。）を利用した場合、利子の一部を助成することとし、事業者の行う近代化、合理化の促進に資することを目的とする。

### （用 語）

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「物流施設」「福利厚生施設」とは、貨物自動車運送事業の輸送と一体となるものをいう。
2. 「利子補給助成金」とは、近代化基金運営要綱(以下「運営要綱」という。)に基づいて事業者に対し、融資利率の利息の一部を補助する助成金をいう。

### （助成対象者）

第3条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

### （助成対象）

第4条 助成対象は、運営要綱に基づき、千ト協が取扱金融機関に推薦を行い、実行された際の融資利率の利息とする。

### （助成金が受けられる融資条件）

第5条 事業者が利子補給助成金の交付を受けられる場合の融資条件は、次に定める内容を満たすものでなければならない。

- (1) 融資対象
- a. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
  - b. 福利厚生施設の整備に要する資金
  - c. 荷役機械・車両等の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金
  - d. 近代化・合理化のための事務機器の設置購入に要する資金

- (2) 融資限度
- |        |     |            |         |
|--------|-----|------------|---------|
| 会費請求台数 | 1台～ | 25台未満      | 3,000万円 |
|        |     | 25台～100台未満 | 4,000万円 |
|        |     | 100台～      | 5,000万円 |

※1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOx・PM法）の対策地域内に本社が所在する事業者は、上

記制限度額の1.5倍

※2 環境対応車及び省エネ関連機器に対する融資と合算した額とする

- (3) 融資利率 取扱金融機関の所定利率。
- (4) 償還期間 10年以内（据置6ヶ月を含む）。  
ただし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。（車両については5年以内）
- (5) 償還方法 月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等分割償還とし、償還日は任意で事業者が選択して定める。
- (6) 取扱金融機関 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の本支店及び商工中金の代理店とする。
- (7) 事業実施期間 毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

（助成金額及び利子補給率）

第6条 助成金額は、次の利子補給率より算定した金額とする。

尚、利子補給率は、毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに1/3を乗じた利率を翌事業年度融資推薦分の利子補給率とする。

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| (1) 平成23年度までの融資推薦分        | 利子補給率0.8% |
| (2) 平成24年度～平成26年度までの融資推薦分 | 利子補給率0.6% |
| (3) 平成27年度～平成28年度までの融資推薦分 | 利子補給率0.4% |
| (4) 平成29年度以降の融資推薦分        | 利子補給率0.3% |

（助成金の交付）

第7条 千ト協は、毎年1月、4月、7月、10月の各20日（商工中金の休業日に当たる場合は翌営業日）に前3ヶ月に実施した利子補給金について、商工中金からの請求に対し、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、利子補給助成金を一括で支払うものとする。

（助成金交付の制約）

第8条 借入者（転貸方式により借入れた事業者を含む）が、運営要綱に基づいて、利子補給の制約を受け、返還を要することとなった利子補給助成金は、次期に交付することとなる利子補給助成金から控除するものとする。

ただし、控除できない金額がある時は、別途請求するものとする。

（報告の義務）

第9条 事業者は、千ト協が一般融資の利子補給助成金の交付に当たって必要と認める場合には、所要の報告を行うものとする。

( そ の 他 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

( 附 則 ) 本要綱は、平成29年5月19日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

## ポスト新長期規制適合車導入等に係る利子補給助成金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）（以下「事業者」という。）が、国が定める最新の自動車排出ガス規制に適合した「ポスト新長期規制及びポストポスト新長期規制」の導入に対する融資（以下「ポスト新長期融資」という。）を利用した場合、利子の一部を助成することとし、事業者の行う窒素酸化物及び粒子状物質、二酸化炭素の排出削減といった、環境対策を奨励することを目的とする。

### (用 語)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「ポスト新長期規制適合車及びポストポスト新長期規制適合車」とは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。
2. 「利子補給助成金」とは、近代化基金運営要綱(以下「運営要綱」という。)に基づいて事業者に対し、融資利率の利息の一部を補助する助成金をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

### (助成対象)

第4条 助成対象は、運営要綱に基づき、千ト協が取扱金融機関に推薦を行い、実行された際の融資利率の利息とする。

### (助成金が受けられる融資条件)

第5条 事業者が利子補給助成金の交付を受けられる場合の融資条件は、次に定める内容を満たすものでなければならない。

- |          |              |            |         |
|----------|--------------|------------|---------|
| (1) 融資対象 | 新長期規制適合車の導入。 |            |         |
| (2) 融資限度 | 会費請求台数       | 1台～ 25台未満  | 3,000万円 |
|          |              | 25台～100台未満 | 4,000万円 |
|          |              | 100台～      | 5,000万円 |

※自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NO<sub>x</sub>・PM法）の対策地域内に本社が所在する事業者は、上記制限度額の1.5倍

- |          |             |
|----------|-------------|
| (3) 融資利率 | 取扱金融機関の所定利率 |
|----------|-------------|

- (4) 償還期間 5年以内（据置6ヶ月を含む）
- (5) 償還方法 月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等分割償還とし、償還日は任意で事業者が選択して定める。
- (6) 取扱金融機関 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の本支店及び商工中金の代理店とする。
- (7) 事業実施期間 毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

（助成金額及び利子補給率）

第6条 助成金額は、次の利子補給率より算定した金額とする。

尚、利子補給率は、毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに1/3を乗じた利率を翌事業年度融資推薦分の利子補給率とする。

- (1) 平成23年度までの融資推薦分 利子補給率1.2%
- (2) 平成24年度～平成26年度までの融資推薦分 利子補給率0.9%
- (3) 平成27年度～平成28年度までの融資推薦分 利子補給率0.6%
- (4) 平成29年度以降の融資推薦分 利子補給率0.3%

（助成金の交付）

第7条 千ト協は、毎年1月、4月、7月、10月の各20日（商工中金の休業日に当たる場合は翌営業日）に前3ヶ月に実施した利子補給金について、商工中金からの請求に対し、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、利子補給助成金を一括で支払うものとする。

（助成金交付の制約）

第8条 借入者（転貸方式により借入れた事業者を含む）が、運営要綱に基づいて、利子補給の制約を受け、返還を要することとなった利子補給助成金は、次期に交付することとなる利子補給助成金から控除するものとする。

ただし、控除できない金額がある時は、別途請求するものとする。

（報告の義務）

第9条 事業者は、千ト協がポスト新長期融資の利子補給助成金の交付に当たって必要と認める場合には、所要の報告を行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

（附則）本要綱は、平成29年5月19日より実施する。

（一部改正）本要綱は、平成29年12月13日より実施する。

（一部改正）本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

# 環境対応車及び省エネ関連機器に対する融資（一般融資）に係る利子補給助成金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）（以下「事業者」という。）が、環境対応車及び省エネ関連機器の導入に対する融資（以下「一般融資」という。）を利用した場合、利子の一部を助成することとし、事業者の行う近代化、合理化の促進に資することを目的とする。

## （用語）

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「環境対応車」とは、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）及び千ト協の導入促進助成事業対象となる圧縮天然ガス自動車（CNG車）及びハイブリッド車をいう。
2. 「利子補給助成金」とは、近代化基金運営要綱（以下「運営要綱」という。）に基づいて事業者に対し、融資利率の利息の一部を補助する助成金をいう。

## （助成対象者）

第3条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

## （助成対象）

第4条 助成対象は、運営要綱に基づき、千ト協が取扱金融機関に推薦を行い、実行された際の融資利率の利息とする。

## （助成金が受けられる融資条件）

第5条 事業者が利子補給助成金の交付を受けられる場合の融資条件は、次に定める内容を満たすものでなければならない。

(1) 融資対象 環境対応車及び省エネ関連機器導入に要する資金

(2) 融資限度	会費請求台数	1台～ 25台未満	3,000万円
		25台～100台未満	4,000万円
		100台～	5,000万円

※特定地域内の事業者は上記限度額の1.5倍

※物流施設の整備等及び従業員の福祉施設の整備等に対する融資と合算した額とする。

(3) 融資利率 取扱金融機関の所定利率

(4) 償還期間 5年以内（据置6ヶ月を含む）

(5) 償還方法 月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等分割償還とし、償還日は任意で事業者が選択して定める。

(6) 取扱金融機関 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の本支店及び商工中金の代理店とする。

(7) 事業実施期間 毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(助成金額及び利子補給率)

第6条 助成金額は、次の利子補給率より算定した金額とする。

尚、利子補給率は、毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに1/3を乗じた利率を翌事業年度融資推薦分の利子補給率とする。

(1) 平成24年度～平成26年度までの融資推薦分 利子補給率1.0%

(2) 平成27年度～平成28年度までの融資推薦分 利子補給率0.6%

(3) 平成29年度以降の融資推薦分 利子補給率0.3%

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、毎年1月、4月、7月、10月の各20日（商工中金の休業日に当たる場合は翌営業日）に前3ヶ月に実施した利子補給金について、商工中金からの請求に対し、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、利子補給助成金を一括で支払うものとする。

(助成金交付の制約)

第8条 借入者（転貸方式により借入れた事業者を含む）が、運営要綱に基づいて、利子補給の制約を受け、返還を要することとなった利子補給助成金は、次期に交付することとなる利子補給助成金から控除するものとする。

ただし、控除できない金額がある時は、別途請求するものとする。

(報告の義務)

第9条 事業者は、千ト協が一般融資の利子補給助成金の交付に当たって必要と認める場合には、所要の報告を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成29年5月19日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。